

参考資料 10 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

水系	水域	類型	達成期間	基準地点	指定年月日
大聖寺川	北潟湖	湖沼B IV	イ ニ	—	昭和 51. 3. 30 昭和 63. 3. 29
	大聖寺川上流(こおろぎ橋から上流)	河川AA	イ	新我谷発電所前	昭和 48. 3. 30
	大聖寺川中流(こおろぎ橋から敷地天神橋まで)	河川A	ロ	二天橋	
	大聖寺川下流(敷地天神橋から塩屋大橋まで)	河川B	イ	三ツ橋	昭和 51. 3. 30
	大聖寺川下流(塩屋大橋から下流)	河川B	イ	塩屋大橋	
大聖寺川別流(敷地天神橋水門から下福田橋下流合流点まで)	河川C	ハ	松島橋	昭和 48. 3. 30	
新堀川	動橋川上流(湯の国橋から上流)	河川A	イ	湯の国橋	昭和 49. 3. 30
	動橋川下流(湯の国橋から下流)	河川B	イ	葦切橋	
	八日市川	河川B	イ	猫橋	昭和 63. 3. 29
	新堀川(柴山潟を含む)	湖沼A 湖沼IV	ハ ニ	柴山潟中央	
梯川	梯川上流(白江大橋から上流)	河川A	イ	能美大橋	昭和 49. 3. 30
	郷谷川	河川A	イ	沢大橋	
	梯川下流(白江大橋から下流)	河川B	ロ	石田橋	平成元. 3. 28
	木場潟	湖沼A 湖沼IV	ハ ニ	木場潟中央	
	前川	河川B	ロ	浮柳新橋	
手取川	手取川上流(風嵐谷川が合流する地点から上流)	河川AA	イ	風嵐堰堤	昭和 50. 3. 28
	手取川中流(風嵐谷川が合流する地点から手取川橋まで)	河川A	イ	白山合口堰堤	
	手取川下流(手取川橋から河口まで)	河川B	イ	辰口橋	
	尾添川上流(原井谷川が合流する地点から上流)	河川AA	イ	美川大橋	
	尾添川下流(原井谷川が合流する地点から手取川本川合流点まで)	河川A	イ	三ツ俣堰堤	
	大日川上流(雁沢橋から上流)	河川AA	イ	濁澄橋	
	大日川下流(雁沢橋下流から手取川本川合流点まで)	河川A	イ	丸山大橋	
			下野大橋		

水系	水域	類型	達成期間	基準地点	指定年月日
犀川	犀川上流(大桑橋から上流)	河川A	イ	大 桑 橋	昭和 47. 4. 1
	犀川中流(大桑橋から伏見川合流点まで)	河川B	ロ	J R 鉄 橋	
	犀川下流(伏見川合流点から下流まで)	河川D	ハ	二 ツ 寺 橋	
	伏見川(全域)	河川E	ハ	伏 見 川 橋	
大野川	河北潟の一部(河北潟調整池防潮堤から機具橋まで)及び大野川の一部(機具橋から弓取川合流点まで)	河川C	イ	栗 ケ 崎 橋	昭和 48. 3. 30
	河北潟(河北潟放水路を含み河北潟調整池防潮堤まで)	湖沼B 湖沼IV	ロ ニ	河 北 潟 中 央	昭和 52. 4. 15 昭和 62. 3. 31
	宇ノ気川上流(大谷川合流点から上流)	河川A	イ	環 衛 橋	昭和 52. 4. 15
	宇ノ気川下流(大谷川合流点から河北潟合流点まで)	河川B	ロ	宇 ノ 気 川 橋	
	能瀬川	河川A	イ	浦 能 瀬 橋	昭和 47. 4. 1
	津幡川上流(太白橋から上流)	河川A	イ	津 幡 川 橋	
	津幡川下流(太白橋から河北潟合流点まで)	河川B	イ	住 ノ 江 橋	
	森下川上流(勘濟橋から上流)	河川A	イ	勘 濟 橋	
	森下川下流(勘濟橋から河北潟合流点まで)	河川B	イ	森 本 大 橋	
	金腐川	河川C	イ	御 所 大 橋	
	浅野川上流(天神橋から上流)	河川A	イ	金 腐 川 橋	
	浅野川中流(天神橋からJ R鉄橋まで)	河川A	ロ	鈴 見 橋	
浅野川下流(J R鉄橋から下流)	河川B	ロ	応 化 橋 鞍 降 橋		
羽咋川	羽咋川(邑知潟を含む)	河川C	イ	邑 知 潟 中 央 羽 咋 大 橋	
	長曾川(邑知潟への流出口まで)	河川B	イ	長 曾 大 橋	
	子浦川	河川B	イ	雁 田 橋	
米町川	米町川上流(徳楽橋から上流)	河川A	イ	滝 川 橋	昭和 52. 4. 15
	米町川下流(徳楽橋から河口まで)	河川B	イ	梨 谷 小 山 橋 川 尻 橋	
	於古川上流(高堂新橋から上流)	河川A	イ	日 詰 橋	
	於古川下流(高堂新橋から米町川合流点まで)	河川B	イ	於 古 川 橋	

水系	水域	類型	達成期間	基準地点	指定年月日
御祓川	御祓川上流(藤橋一号橋から上流)	河川B	口	藤 橋 二 号 橋	昭和 49. 3. 30
	御祓川下流(藤橋一号橋から下流)	河川C	ハ	仙 対 橋	
河原田川	河原田川	河川A	イ	二 ツ 屋 橋	昭和 49. 3. 30
	鳳至川	河川A	口	い ろ は 橋 気 勝 橋	
町野川	町野川	河川A	イ	小 間 生 橋 明 治 橋	昭和 52. 4. 15
若山川	若山川上流(広栗橋から上流)	河川A	イ	古 摩 比 橋	昭和 51. 3. 30
	若山川下流(広栗橋から下流)	河川B	ハ	吾 妻 橋	
加賀沿岸海域	加賀沿岸海域(福井県あわら市と石川県加賀市の境界点(福井県あわら市見当山に存する三角点(浜)を基点として3度20分の方角へ850mの地点)から320度00分に引いた線と白山市と金沢市の境界点(白山市八田町に存する三角点(八田)を基点として12度30分の方角へ370mの地点)から307度15分に引いた線との間の陸岸の地先海域)	海域A	イ	倉 部 川 沖 N 36° 33' 31" E 136° 32' 29"	昭和 51. 3. 30
				白 山 市 笠 間 沖 N 36° 31' 09" E 136° 30' 13"	
				白 山 市 美 川 漁 港 沖 N 36° 29' 33" E 136° 28' 37"	
				能 美 市 根 上 沖 N 36° 27' 04" E 136° 26' 24"	
				小 松 市 安 宅 漁 港 沖 N 36° 25' 29" E 136° 24' 49"	
				小 松 市 安 宅 新 沖 N 36° 24' 39" E 136° 23' 52"	
				新 堀 川 沖 N 36° 22' 11" E 136° 20' 39"	
				加 賀 市 橋 立 漁 港 沖 N 36° 21' 29" E 136° 18' 40"	
				加 賀 市 塩 屋 沖 N 36° 17' 57" E 136° 14' 26"	
				金沢港	
金沢港乙(大野西防波堤及びその延長線、金沢港港湾区域境界線並びに陸岸によって囲まれた海域のうち金沢港甲以外の部分)	海域B	イ	西 防 波 堤 出 口 N 36° 38' 34" E 136° 36' 19"		昭和 53. 3. 31
金沢港丙(金石東防波堤の先端を中心とする半径650mの円弧と陸岸によって囲まれた海域)	海域B	イ	金 沢 市 金 石 本 町 沖 N 36° 36' 30" E 136° 34' 51"		

水系	水域	類型	達成期間	基準地点	指定年月日
金沢沿岸海域	金沢沿岸海域(金沢市の地先海域のうち、金沢港甲、金沢港乙及び金沢港丙の海域以外の部分)	海域A	イ	金沢市大野町沖 N 36° 37' 18" E 136° 34' 45" 金沢市下安原町沖 N 36° 37' 01" E 136° 33' 51"	昭和 53. 3. 31
河北沿岸海域	河北沿岸海域(金沢市と河北郡内灘町の境界からかほく市と羽咋郡宝達志水町の境界に至る陸岸の地先海域)	海域A	イ	かほく市高松沖 N 36° 46' 22" E 136° 42' 27" かほく市白尾沖 N 36° 43' 50" E 136° 40' 55" 内灘町沖 N 36° 41' 32" E 136° 39' 24"	昭和 52. 4. 15
能登半島沿岸海域	能登半島沿岸海域(かほく市と羽咋郡宝達志水町の境界から七尾市と富山県水見市の境界に至る陸岸の地先海域のうち昭和 50 年石川県告示第 148 号において既に指定済みの七尾湾海域に係る部分以外の海域)	海域A	イ	宝達志水町今浜沖 N 36° 50' 26" E 136° 44' 36" 宝達志水町出浜沖 N 36° 51' 26" E 136° 44' 58" 羽咋市千里浜沖 N 36° 53' 37" E 136° 45' 35" 志賀町高浜沖 N 36° 59' 55" E 136° 45' 40" 志賀町福浦灯台沖 N 37° 05' 04" E 136° 43' 07" 輪島市門前町鹿磯沖 N 37° 17' 42" E 136° 43' 10" 輪島市町野町大川沖 N 37° 27' 12" E 137° 02' 30" 珠洲市三崎町寺家沖 N 37° 31' 01" E 137° 21' 02" 能登町布浦沖 N 37° 21' 37" E 137° 16' 14" 能登町市之瀬沖 (九 十 九 湾) N 37° 18' 37" E 137° 13' 51"	昭和 52. 4. 15

水系	水域	類型	達成期間	基準地点	指定年月日
能登半島沿岸海域				能登町越坂沖 (九十湾) N 37° 18' 32" E 137° 14' 03"	
				能登町藤波沖 N 37° 17' 12" E 137° 07' 56"	
				穴水町前波沖 N 37° 12' 41" E 137° 04' 15"	
				七尾市庵町17号防波堤沖 N 37° 02' 15" E 137° 03' 11"	
七尾湾	七尾北湾(鳳珠郡穴水町恵比寿崎と七尾市能登島長浦勝尾崎とを結ぶ直線、七尾市中島町茂崎と七尾市能登島通り鼻とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域)	海域A	イ	中央部 N 37° 10' 41" E 136° 57' 31"	昭和 50. 3. 28
	七尾西湾(七尾市中島町長浦茂崎と七尾市能登島通り鼻とを結ぶ直線、七尾市屏風岬と七尾市能登島屏風崎とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域)	海域A	イ	中央部 N 37° 06' 09" E 136° 53' 59"	昭和 50. 3. 28
	七尾南湾甲(七尾市屏風岬と七尾市能登島屏風崎とを結ぶ直線、七尾市観音崎と七尾市能登島勝尾崎とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域のうち七尾南湾乙の水域以外の海域)	海域A	イ	中央部 N 37° 04' 37" E 136° 58' 29"	昭和 50. 3. 28
		海域II	イ		平成 7. 4. 28
七尾南湾乙(住友セメント七尾港サービスステーション南端と小島防波堤北西端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南東端と寿町防波堤北西端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南東端と府中防波堤北端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と矢田新防波堤西端とを結ぶ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域、矢田新防波堤、同防波堤北東端と万行防波堤南西端とを結ぶ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域並びに大田防波堤と陸岸に囲まれた海域)	海域B 海域III	イ	寿町防波堤内 N 37° 03' 14" E 136° 57' 47"	昭和 50. 3. 28	
		イ	万行防波堤内 N 37° 03' 11" E 136° 59' 23"	平成 7. 4. 28	
		イ	大田防波堤内 N 37° 03' 39" E 136° 59' 53"		

達成期間

「イ」直ちに達成

「ロ」5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」5年を越える期間で可及的すみやかに達成(おおむね10年以内)

「ニ」段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

備考

緯度・経度は世界測地系に基づく